



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 39/2014年1月号

発行日：2014年1月20日

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

2013年は、アベノミクス効果で、円安の進行、株価も大きく上昇し、日本経済が回復へ向かう兆しが見えた画期的な年でした。また、2020年東京オリンピックの開催が決まるなど、久しぶりに日本全体が沸きたつような明るい話題にも恵まれた年でした。

本年は4月から消費税増税に伴い需要の後退等が予測されております。4月以降の景気動向は、皆様におかれましても大変関心が高く、様々な工夫・対応策を講じられていることと思います。

さて、私ども東光監査法人では、昨年8月に日本公認会計士協会より品質管理レビューを受け、監査業務の品質管理水準に問題ない旨の報告書を受領致しました。今後も引き続き品質管理の充実に努めて参ります。そして、毎月、皆様への情報発信しておりますニュースレターでは今年も最新の情報をお届け致しますので何卒宜しくお願い致します。

年頭に当たり皆様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

I. 最新情報（2013年12月1日～2013年12月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年12 月20日	公開 草案	IT委員会研究資料第6号「Trust サービス原則、規 準及びその例示 （セキュリティ、 可用性、処理のイ ンテグリティ、機 密保持及びプライ バシーに係る適合 するTrustサービ ス原則、規準及び その例示の2006 年版の更新）」の公 表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）はIT委員会研究資料第6号「Trust サービス原則、規準及びその例示（セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合するTrust サービス原則、規準及びその例示の2006年版の更新）」を平成25年12月20日付けで公表いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>Trust サービスとは、米国公認会計士協会（以下「AICPA」という。）及びカナダ勅許会計士協会（以下「CICA」という。）によって開発された、電子商取引やシステムに係る内部統制の安全性や信頼性等について保証を与えるサービスです。日本公認会計士協会では、2003年12月にTrustサービスのライセンス契約を締結しており、当協会とサブライセンス契約を締結した会員は、日本国内においてTrustサービスを実施することが可能です。</p> <p>本研究資料は、AICPA及びCICAが共同で2006年に公表した「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合するTrust サービス原則、規準及びその例示」の改正版として、2009年に「Trust サービス原則、規準及びその例示（セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合するTrust サービス原則、規準及びその例示の2006年版の更新）」が公表されたことを受け、会員各位の参考に資するため、日本公認会計士協会（IT委員会）が翻訳許諾の下で日本語に翻訳したものです。AICPA及びCICAの文書について、承認された正文は英文となっております。</p>	—

			<p>なお、日本国内における Trust サービスの実施に際しては、IT委員会報告第2号「Trust サービスに係る実務指針(中間報告)」(平成21年7月16日改正)が適用されます。</p>	
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. 学校法人会計(学校法人委員会)

特になし

5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年12月26日	研究報告	非営利法人委員会 研究報告第26号 「社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表等の様式等に関するチェックリスト」の公表について	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成25年12月3日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表等の様式等に関するチェックリスト」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、会員の業務の参考に資することを目的として、社会福祉法人が作成した財務諸表等の様式等が、「社会福祉法人会計基準」(「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日(改正 平成25年3月29日) 雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙)に準拠しているか否かを確認するためのチェックリストとしてとりまとめたものです。</p>	—
2013年12月26日	研究報告	非営利法人委員会 研究報告第19号 「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を社会福祉法人監査に適用する場合の留意点」の改正について	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成25年12月3日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第19号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を社会福祉法人監査に適用する場合の留意点」の改正について」を同日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本改正は、新起草方針に基づき平成23年12月22日に公表された監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」及び、平成23年7月27日に制定された新たな社会福祉法人会計基準(「社会福祉法人会計基準の制定について」(改正 平成25年3月29日 雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護</p>	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			局長、老健局長連名通知) 別紙) を受け、所要の見直しを行ったものです。	
2013年12月26日	研究報告	非営利法人委員会 研究報告第17号 「監査基準委員会 報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」を社会福祉法人に適用する場合の留意点」の改正について	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成25年12月3日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第17号「監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」を社会福祉法人に適用する場合の留意点」の改正について」を同日付けで公表しましたのでお知らせします。 本改正は、新起草方針に基づき平成23年12月22日に公表された監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び平成23年7月27日に制定された新たな社会福祉法人会計基準(「社会福祉法人会計基準の制定について」(改正 平成25年3月29日 雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) 別紙) を受け、所要の見直しを行ったものです。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

1. 平成25年12月決算期の留意点

平成25年12月決算の時期となりました。

平成25年3月決算期の留意点と同様、今決算期も大きな改正等はありませんが、留意すべきポイントをいくつか説明します。

基準等	項目	主な内容	適用時期
包括利益の表示に関する会計基準	その他の包括利益の内訳の開示	その他の包括利益の内訳項目は、その内容に基づいて、その他有価証券評価差額金等に区分の上、税効果を控除した後の金額で表示する。ただし、税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法も認められる。 いずれの場合も、各内訳項目別の税効果の金額を注記する。 また、当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は、組替調整額として、内	平成24年3月31日以降終了連結会計年度

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved
- 4 / 8 -

		<p>訳項目ごとに注記する。</p> <p>持分法を適用する被投資会社のその他の包括利益に対する投資会社の持ち分相当額は、一括して区分表示する。</p> <p>適用2年目なので、前年度の注記も行う。</p>	
過年度遡及会計基準	会計方針の変更	<p>正当な理由により変更を行う場合を除き、毎期継続して適用する。正当な理由とは、会計基準等の改正に伴う変更と自発的な変更とに分類される。</p> <p>この場合、原則的に、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡求適用し、その影響等を注記する。</p> <p>PL計上区分の変更も会計方針の変更に該当する。</p>	平成23年4月1日以降開始事業年度
同上	表示方法の変更	<p>会計基準等の改正又会計事象をより適切に反映するための変更を除き、毎期継続して適用する。</p> <p>変更の場合は、過去の財務諸表について新たな表示方法に従い組替を行い、組替の内容等を注記する。</p> <p>重要性による独立掲記は、表示方法の変更に該当する。</p>	同上
同上	会計上の見積もりの変更	<p>会計方針の変更を会計上の見積もりの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積もりと同様に取扱い、遡求適用は行わない。ただし、注記は、会計方針の変更に準ずる。</p>	同上
賃貸等不動産の時価開示	当期末における時価及びその算定方法	<p>賃貸等不動産を保有している場合は、原則として、次の事項を注記する。</p> <p>①賃貸等不動産の概要</p> <p>②賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動</p> <p>③賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法</p> <p>④賃貸等不動産に関する損益</p> <p>そして、上記③について、不動産鑑定評価</p>	平成22年3月31日以降終了事業年度

		<p>基準に基づいて時価開示している場合、長期間経過した場合には、原則的な時価算定（不動産鑑定評価基準）の必要性が高まることに留意する。</p> <p>「財務諸表のための価格調査に関する実務指針（中間報告）」（社）不動産鑑定協会）では3年を1つの目安として考えている。</p>	
退職給付会計基準	割引率変更	<p>各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。また、「重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない（適用指針30項）。</p> <p>平成24年5月17日の退職給付会計基準の改正においても10%基準は存続している。</p> <p>また、10%未満の変動であると推定されるときに、一律見直さなくてよいとは記述されていないことに留意する。</p>	—
法人税法	法人税率の引き下げ	<p>基本税率25.5%、中小企業の軽減税率（本則）19%、中小企業の軽減税率の特例15%を適用する。</p>	平成24年4月1日以降開始事業年度
同上	復興特別法人税	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、3年間に限り法人税額の10%を課する。</p> <p>しかし、消費税増税の影響を考え、1年前倒して廃止する。</p>	平成24年4月1日以降開始事業年度

同上	繰越欠損金	<p>中小法人等以外の法人等については、繰越欠損金の利用が80%に制限される。したがって、回収スケジュールの見直しを行う必要がある。</p> <p>また、繰越控除期間については、2年間の延長が行われ9年間となっている。</p>	<p>使用制限 平成24年4月1日以降開始 事業年度 期間延長 平成20年4月1日以降開始 事業年度</p>
同上	減価償却制度	<p>平成19年4月1日、平成24年4月1日を境に、旧定率法、250%定率法、200%定率法の適用があるが、それぞれ適用する減価償却方法により、「正当な理由による会計方針の変更」、「自発的な会計方針の変更」および「会計方針の変更」には該当しないが税効果の対象となるものに該当する。</p>	<p>平成24年4月1日以降取得</p>
消費税法	控除対象外消費税	<p>課税売上高が5億円を超える事業者は課税売上割合95%ルールの適用対象外とされたため、課税仕入等に対する消費税額の全額の仕入税額控除は認められず「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」のいずれかの方法で仕入税額控除額の計算を行う。</p> <p>その際、費用計上や資産計上等に応じて会計方針の注記を行う。</p>	<p>平成24年4月1日開始課税期間</p>

2. 復興特別法人税の1年前倒し廃止と税効果会計

復興特別法人税の1年前倒し廃止を含めた平成26年税制改正大綱が昨年暮れに閣議決定され、今年1月下旬から始まる通常国会に政府案として提出される予定です。もし復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されると、会計処理の面から税効果会計における法定実効税率に影響を及ぼします。しかも、平成26年4月1日以後に最初に開始する事業年度1年間において解消する一時差異に乗じる法定実効税率（平成26年4月1日から平成27年3月31日までに解消される一時差異に適用されていた法定実効税率が、38.01%から35.64%に引き下げられる）にのみ影響を与えることになります。

税効果会計実務指針においては、税効果会計に適用される税率は、決算日現在における税法規定にもとづく税率によるとされています。決算日現在における税法とは、当該日までに「公布」された税法を指しており、改正税法が当該決算日までに公布され、将来の適用税率が確定している場合には、改正後の税率を適用して税効果の計算をすることになります。税効果の計算では、公布日がいつになるかが重要なポイントとなります。

もし決算日後に改正税法が公布され税率が変更された場合には、決算書に税効果関連注記として「その内容」と「影響」を注記することになります。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

昨年度の状況から推定すると、3月末までに改正税法が公布される可能性が高く、その場合は平成26年3月期決算から影響することになると予想されます。

また12月決算法人に関しては、「公布日」の時期により、会社の状況を踏まえて注記の有無を検討することになると思いますのでご留意下さい。

四半期財務諸表では、税金費用の計算方法が年度決算と同様の方法か四半期特有の会計処理かにより取扱いが異なります。詳しくは、ASBJが実務対応報告第28号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」を公表していますのでご確認下さい。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703